

編集発行 東村・吾妻町合併協議会 事務局 東村大字奥田39-1 (東村役場内)  
0279-59-3111 (内線 261)

まず知に くにル確け いれぞ議つ合決十歳平の併  
すのらつここわで認てまてまれ会い併算六入成報協第  
。でせいれとた随をのたはし協予て協に年歳十告議三  
よしてかがつ時しスそ下た議算、議つ度出六、会回  
るてはら説て分、ケの記(さへ平会い合決年ま委合  
しい協も明調科今ジ他参十れ案成事て併算度た員併  
くき議主さ整会后ユと照七、)十業、協に任協の協  
おた会なれがをはし(。年すに七計平議つ意議変議  
願いだ決ま行開担ルて 度べつ年画成会い合事更会  
いとよ定しわ催当に合 予てい度へ十歳て併項にで  
い思り事たれし者つ併 算議て合案七入、協とつは  
たいで項。て細しいに に決そ併)年歳平議しい、  
しまお等 い部べて向 つされ協に度出成会てて合

第三回 合併協議会開催  
し合 五月二十六日(木)、東村農村環境改善センターにおいて第三回  
た。併協議会が開催され、報告事項一件と協議事項四件が協議されま

平成17年度  
東村・吾妻町合併協議会予算

歳入

(単位 円)

区分	予算額	説明
負担金	5,470,000	東村・吾妻町より負担金 均等割30%人口割70%
繰越金	501,000	前年度繰越金
諸収入	1,000	預金利子等
合計	5,972,000	

歳出

(単位 円)

区分	予算額	説明
協議会費	1,217,000	委員報酬・消耗品費等
事業費	4,655,000	合併準備運営支援業務 例規調査策定業務委託料等
予備費	100,000	予備費
合計	5,972,000	

平成17年度  
東村・吾妻町合併協議会事業計画

来年の3月27日の合併に向けた事業  
計画が次のとおり確認されました。

1. 協議項目の協議・調整
2. 新町発足に向けた準備作業
3. 住民への情報提供
4. その他研究調査

第3回協議会議事内容

報告事項

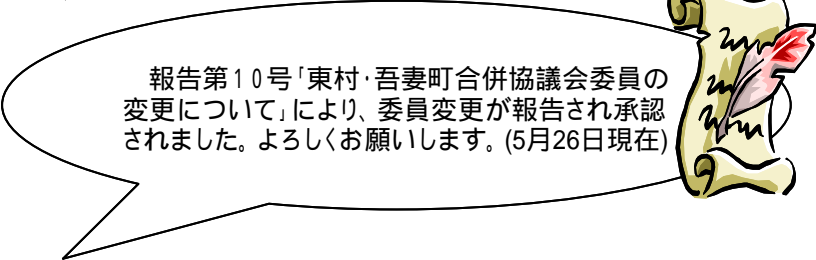
東村・吾妻町合併協議会委員の変更について

協議事項

平成16年度東村・吾妻町任意合併協議会歳入歳出決算について  
平成16年度東村・吾妻町合併協議会歳入歳出決算について  
平成17年度東村・吾妻町合併協議会事業計画(案)について  
平成17年度東村・吾妻町合併協議会予算(案)について

# 委員に変更がありました

会 長	一場 貞	吾妻町長
副会長	唐澤保八郎	東村長
	谷 弘次	東村議会議長
	塚田 貢	吾妻町議会議長



報告第10号「東村・吾妻町合併協議会委員の変更について」により、委員変更が報告され承認されました。よろしくお願ひします。(5月26日現在)

区 分	東 村	吾妻町
1号委員	唐澤保八郎	一場 貞
2号委員	茂木 和久	宮崎 賢一
3号委員	谷 弘次	塚田 貢
	小池 元男	水出 邦二
	重野 信廣	原田 睦男
	飯塚 利男	日野 近吉
	飯塚 要	大前 和義
	須崎 幸一	一場 明夫
	佐藤 利一	茂木 伸一
	角田 美好	加部 浩
	大塚 博正	高橋 基雄
	橋爪 英夫	

区 分	東 村	吾妻町
4号委員	佐藤 弘 第一区長	佐藤たへ子 地域代表
	上原 久一 第二区長	朝比奈文作 地域代表
	萩原 丑松 第三区長	茂木 基 地域代表
	町田 豊 第四区長	青木 孝子 地域代表
	角田 弘雄 第五区長	相京 克彦 地域代表
	猪野 房江 婦人会長	外丸すみ子 地域代表
	福島トミ子 婦人会副会長	丸山 健一 地域代表
	飯塚佐由美 若妻会長	小池 厚 地域代表

監査委員	塩谷雷三郎	菅谷 光重	2号委員：町村長がそれぞれ指名する職員
参 与	唐澤紀雄 (吾妻県民局長)		3号委員：議長、副議長及び議会選出議員


1号委員：町村長

4号委員：町村長がそれぞれ指名する者が、変更を報告された委員等です。

**太字**

## それぞれの時代で市町村合併にも特徴があります

市町村合併には、それぞれの時代で歴史的な特徴や背景があります。下の表は、それらを簡単にお示ししたものです。

明治の大合併	昭和の大合併	平成の大合併
<p>近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理等）にあった規模と自治体としての町村の単位（江戸時代から引き継がれた自然発生的「むら」）との隔たりをなくすために、町村合併標準提示（内務大臣訓令）に基づき、約300～500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併です。</p> <p>明治21年末には全国で71,314あった町村が明治22年末には15,859市町村に集約されました。</p> 	<p>戦後、新制中学の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされました。</p> <p>「町村はおおむね、8,000人以上の住民を有するのを標準」とした昭和28年の町村合併促進法や、昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することを目標」とする町村合併促進基本計画の達成を図った市町村合併です。</p> <p>約8,000人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口です。</p> <p>昭和28年には全国で9,868あった市町村が、昭和36年には3,472市町村になりました。</p>	<p>現在の市町村は、新たな役割を担うにふさわしい簡素で効率的な行政システムを築くとともに、これまで以上に自主・自立的に行政を行うことのできる市町村となることが求められていて、国でもそのための有効な手法として市町村合併を推進しています。</p> <p>平成の大合併の代表的な背景としては、次のようなことが挙げられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 効率性の向上のため</li> <li>2. 地方分権の推進のため</li> <li>3. 多様化する住民ニーズへの対応のため</li> <li>4. 少子高齢化への対応のため</li> <li>5. 生活圏の広域化への対応のため</li> </ol> <p>平成10年度末には3,232あった市町村が、来年の3月末日までには1,822市町村になる予定となっています。</p>